



診療施設を開設している皆様へ

診療施設開設時の届出内容に変更があった場合には、**10日**以内に届け出ることが法律で義務づけられています。

例えばこんな時は、変更届が必要です！

- 1 診察室を1室から2室に改築した。
- 2 管理者の氏名や住所が変わった。
- 3 新しい獣医師を雇った、又は勤めていた獣医師が退職した。
- 4 X線装置を設置、又は廃棄した。



例えばこんな時は、廃止・新規届が必要です！

- 1 病院を法人経営にした。
- 2 病院を移転した。

届出方法

手続きの方法・必要書類は、以下千葉県HPか、当所までお問い合わせください。 <http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/kaisetsu.html>

東部家畜保健衛生所 電話:0475-52-4101

獣医師に対する行政処分について

平成29年11月17日付けで獣医師2名(猟銃の不適切な使用、酒気帯び運転での人身事故のため)に業務停止処分が行われました。獣医師に対する行政処分については獣医師法第8条第2項に規定されており、罰金刑以上の刑に処せられたり、獣医師としての品位を損ずる行為をしたなどに、獣医事審議会を経て、免許取り消し・業務停止等の処分が決定されます。

社会規範や慣例法令を順守いただき、獣医師としての社会的信用を失うことがないようにお願いします。